

令和3年6月17日

各都道府県建設業協会 御中

全 建 書 頒 会
(一社)全国建設業協会

工事下請注文書の販売一時停止について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素、当会へのご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、当会では、令和2年4月より工事下請注文書 令和2年4月版（注文書、注文請書、注文控（3枚複写））を発行・販売しておりましたが、この度、当書面に別添のとおり訂正すべき箇所が見つかりました。現在、至急訂正し印刷しておりますが、訂正版ができあがるまで、下記の措置をお取りいただきたく、お願い申し上げます。

大変ご迷惑をおかけし申し訳ありませんが、何卒よろしく願います。

記

- (1) 本日（現時点）より、工事下請注文書の販売を停止してください。
※訂正箇所があるのは、令和2年4月改定版の工事下請注文書です。
- (2) 訂正版の納品は、7月上旬を予定しております。当会に納品され次第、差し替え分を順次発送いたします。

以 上

【本件についての問合せ先】

全建書頒会

電話 03-6280-4780

FAX 03-6280-4781

メール staff000@shohankai.jp

別添

本来、3枚複写の注文書の裏側には、表紙の裏側に記載されている内容が記載されるべきですが、誤って注文請書の裏側に記載されている内容が印刷されていました。

【正】

物品の売買契約の場合は次のとおりです。

1. 現品使用場所に到着の上、注文品の不足、不良又は相違していた場合は、その補充、取換えはもちろん、これに要した使用場所までの運賃、諸掛費は全額貴方にて負担願います。
2. 指定納期に遅滞、注文品の不足、不良又は荷造り不備などに基づく破損のため貴方作業上に支障をきたした場合は、相当金の賠償を申し受けます。又、事情により解約することもあります。
3. 代金請求書、出荷案内書（納品書、送り状等を含む）には必ず注文内訳No.を明記し、代金請求書は使用場所ごとに作成して下さい。
4. 代金は当方において着荷を確認し、代金請求書の到着したものに對し当社指定日に支払います。

※この注文書による工事が、発注者と元請負人の締結した工事請負契約が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に定める「特定建設資材」(表I参照)を使用した(又はする)「対象建設工事」(表II参照)の全部又は一部について下請契約を締結する場合には、当該下請契約の規模にかかわらず対象建設工事となると解されていますので表IIの工事の種類別の書類に必要事項を記入して注文請書に添付して提出して下さい。

表I (特定建設資材)

特定建設資材	コンクリート コンクリート及び鉄から成る建設資材(プレキャスト鉄筋コンクリート版など) 木材 アスファルト・コンクリート
--------	---

表II (対象建築工事の種類と規模の基準)

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計 80㎡
建築物の新築・増築	床面積の合計 500㎡
建築物の修繕・模様替(リフォーム等)	請負代金の額 1億円
建築物以外のものの解体・新築等(土木工事等)	請負代金の額 500万円

表III (法第13条及び省令第4条に基づいて注文請書に添付すべき書面)

1. 建築工事に係る解体工事の場合→別紙I
2. 建築工事に係る解体工事等(新築・増築・修繕・模様替)の場合→別紙II
3. 土木工事に係る解体工事又は新築工事等の場合→別紙III

【誤】

物品の売買契約の場合は次のとおりです。

1. 現品使用場所に到着の上、注文品の不足、不良又は相違していた場合は、その補充、取換えはもちろん、これに要した使用場所までの運賃、諸掛費は全額当方にて負担致します。
2. 御指定納期に遅滞、御注文品の不足、不良又は荷造り不備などに基づく破損のため貴方作業上に支障をきたした場合は、相当金の賠償を致します。場合により御解約になっても差支えありません。
3. 出荷及び代金請求に関しては、御指示の事項を遵守いたします。
4. 代金は請求書を受領されたものに対し、貴社指定日にお支払い願います。

工事請負契約の場合

「取引に係る消費税及び地方消費税の額を除く額」に応じ下記の金額の収入印紙をはる。

百万円以下	200円
2百万円〃	200円
3百万円〃	500円
5百万円〃	1000円
1千万円〃	5000円
5千万円〃	1万円
1億円〃	3万円
5億円〃	6万円
10億円〃	16万円
50億円〃	32万円
50億円超	48万円

平成26年4月1日以後令和4年3月31日までに作成する工事請負契約書の印紙税額
(印紙税法別表第1第2号、租税特別措置法第91条)

工事請負契約の場合

「履行遅滞の遅延利息」と「過払の返還利息」の％欄は、「2.6」と記入してください。

令和2年3月10日財務省告示第53号、令和2年4月1日適用、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項
年二、六パーセント を参考に決めています。